

## 令和2年度 天宗長吉園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### ①施設運営主体

名 称	社会福祉法人 天宗社会福祉事業会
所 在 地	大阪市平野区瓜破西2丁目10番12号
電 話 番 号	06-6701-0800
代表者氏名	理事長 土井 加津人

### ②利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	天宗長吉園
施設の所在地	大阪市平野区长吉長原4丁目10番34号
連 絡 先	電話番号06-6707-8216 FAX06-6708-1611
管 理 者	園長 西村 一恵
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	0歳児 15人 1歳児 36人 2歳児 48人 3歳児 60人 4歳児 65人 5歳児 65人
利用定員	満3歳以上の児童 185人 満1歳以上満3歳未満の児童 84人 満1歳未満の児童 15人
開設年月日	昭和48年3月31日
事業所番号	2710001002718
ホームページ	<a href="http://www.tensou-nagayoshi.ed.jp">http://www.tensou-nagayoshi.ed.jp</a>

### ③施設の目的・運営方針

天宗長吉園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3)「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### ④ 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	1 7 7 2 . 4 6 m <sup>2</sup>	
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 4階建のうち1～3階2棟
	延べ面積	1 9 0 4 . 4 9 m <sup>2</sup>
園庭	地上園庭 8 9 4 . 9 9 m <sup>2</sup>	

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	別館乳児棟2階（ゆり、すずらん）
ほふく室	2室	0歳児乳児室（もも）
保育室	9室	ちゅうりっぷ、すいとぴい組（満2歳児クラス）、さくら、ばら、れんげ組（満3歳児クラス）、たんぼぼ、ひまわり組（満4歳児クラス）、ふじ、すみれ組（満5歳児クラス） 各1室
遊戯室 （ホール）	1室	本館幼児棟 3階
調理室	2室	本館幼児棟1階・別館乳児棟2階
調乳室	1室	別館乳児棟1階
便所	5室	本館幼児棟3室，別館乳児棟3室

#### ⑤ 職員の職種、員数及び職務の内容 4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
副園長	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
主任	園長、副園長を補佐し、保育士との連携を図り、保育を統轄する	1	1		
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	32	22	10	
看護師	看護業務の計画、立案、実施記録及び保育環境の整備、家庭連絡を行う	1	1		
栄養士 調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食、おやつを調理する	6	2	4	委託業者による
事務員	園の会計及び事務関係の処理を司る	2	1	1	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園 長	正規の勤務時間帯（7:30～19:00）
副園長	正規の勤務時間帯（8:30～19:00）
主 任	正規の勤務時間帯（7:30～19:00）
保育士	正規の勤務時間帯（7:00～19:00）
看護師	正規の勤務時間帯（9:00～17:30）
栄養士	正規の勤務時間帯（8:00～17:00）業務委託
調理員	正規の勤務時間帯（8:00～17:00）業務委託
事務員	正規の勤務時間帯（9:00～17:30）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## ⑥ 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記⑧に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 特別指導

「たくましく生きる力をはぐくむ」を保育理念として、子ども達の感性と自主性を重んじ、健康で豊かな人間性をもった子どもを育成する事を目標とします。その一環として、知能教育（SIあそび）を導入し、自らの力で考える事を基本に、知育・体育・情操教育の総合的な取り組みを行っています。3歳（知能教育は2歳児～）からは、専門講師を交え、知能教育・音楽あそび・体育あそび・表現あそび・英語あそび・絵画あそびの指導を行っております。

### (3) 送迎（別途利用者負担有）

希望者については、2歳児クラスより園バスによる送迎を実施します。

### (4) その他

子育て支援の一環として、未就園児の園庭開放(レール式ミニ新幹線乗車)、保育園体験事業、未就園児プール開放(夏期)、育児相談の実施

## ⑦ 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

## ⑧ 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、**7時から18時まで**の範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、**19時までの範囲内で、時間外保育を提供**いたします（時間外保育の

利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、**8時30分から16時30分まで**の範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、**7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供**いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

⑨ 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法・・・自園調理 ※業務委託（株）マルワメディカル事業部

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日（月～土）は、毎日食事の提供を行います。但し、お盆、年度末の特別保育期間は弁当持参となります。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	10時10分頃	11時30分頃	15時頃
1歳児	10時10分頃	11時30分頃	15時頃
2歳児	10時10分頃	11時30分頃	15時頃
3歳児		11時30分頃	14時40分頃
4歳児		11時30分頃	14時40分頃
5歳児		11時30分頃	14時40分頃

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応・食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		委託による

(5) その他

- ・副食は、栄養士によるバラエティに富んだ献立、行事食、手作りおやつを提供しています。
- ・スキムミルクを使用することによって、カルシウム分の補給を多くしております。
- ・食物アレルギー対応食は、代替食材を使用して提供しています。（食物アレルギー児は、年1回個別面談あり）

⑩ 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。保育料は大阪市の自動払込となっております。

（毎月5日引き落とし）

- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等  
 (1)に掲げる保育料のほか、別表（P.7～8）に掲げる費用を負担していただきます。この負担金（雑費）は園の**郵便局口座の自動払込**となっております。その他臨時の徴収金につきましては、園指定の納入袋に入れてその都度、園に直接納入していただきます。
- (3) 実費徴収に係る補足給付事業  
 大阪市にお住まいの生活保護世帯等（利用者負担額表における第1階層）の児童の保護者に対して、(2)にかかる費用のうち教材費、被服費等について月額2,500円を上限に申請により助成されます。

### ⑪ 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

### ⑫ 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

### ⑬ 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 児童が小学校に就学したとき  
 (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき  
 (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### ⑭ 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科、小児科、皮膚科

医療機関の名称	井藤医院
医院長名又は医師名	井藤尚之
所在地	大阪市平野区瓜破 2-1-65 ミタカホーム 1F
電話番号	06-6703-3387

- (2) 歯科

医療機関の名称	西歯科医院
医院長名又は医師名	西 一幸
所在地	大阪市平野区平野元町 10-15 シェモア平野駅前 1F
電話番号	06-6793-7500

- (3) 耳鼻咽喉科

医療機関の名称	岡部耳鼻咽喉科
医院長名又は医師名	大西博昭
所在地	大阪市平野区长吉六反 2-6-39
電話番号	06-6709-4849

⑮ 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

⑯ 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・防災訓練	避難及び防災の訓練は、毎月1回以上実施します。

⑰ 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

⑱ 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者	西村一恵、宮里幸恵
	・ご利用時間	8：30～18：00
第三者委員	・電話番号	06-6707-8216
	F A X	06-6708-1611
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	近藤 遼	電話番号 06-6761-1171 社団) 大阪市私立保育園連盟 会長
	坂井良和	電話番号 06-6713-3363 弁護士 フォーラム大阪法律事務所 所長

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

⑲ 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	AIG賠償責任保険、日本スポーツ振興センター
保険の内容	賠償責任保険・災害共済給付
保険金額	1人あたり年70円、350円

⑳ 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未実施	
自己評価の実施状況	毎年度実施	問題なし

㉑ 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により

公表・公示案件はありません。

⑳園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0歳児	12人	12人	10人
1歳児	36人	35人	36人
2歳児	36人	48人	43人
3歳児	58人	56人	60人
4歳児	64人	60人	54人
5歳児	57人	64人	58人

㉓当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内及び園周辺はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容・負担を求める理由及び目的	金額
主食費	2号認定の子どもに係る 幼児主食費	月額（3～5歳児） 2,000円
副食費	2号認定の子どもに係る 幼児副食費※但し年収360万円未満 相当の世帯及び全所得階層の第3子 以降のこどもは徴収免除	月額（3～5歳児） 4,500円
特別保育 指導料	2～5歳児の特別保育費用 (知能教育、音楽、英語、体育、表現、絵画) ※講師料・教材費含む（希望による）	月額（2～5歳児） 1,000～4,500円
通園バス 利用料	通園バス利用者の費用 (希望者のみ)	月額（2～5歳児） 往復3,500円 片道2,000円 (申込金1,500円)
園外保育費	園外保育における必要経費 (バス使用料、入館料等)	その都度 徴収 (例)H31園外保育 いもほり¥1,700
保険代	日本スポーツ振興センター・AIG損保	年間330円・70円
メール使用料	ミマモルメあんしんサービス	年間400円
登降園管理料		年間600円
宿泊保育費	5歳児お泊まり保育費	14,000円（積立）

上記、負担を求める理由及び目的

○主食費：3歳児以上児の主食として実費徴収します。

○副食費：3歳児以上児の副食として実費徴収します。

但し、年収360万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降のこどもは徴収が免除されます。

